

# 令和8年度 全国安全週間(第99回)

7月1日～7日《準備期間:6月1日～30日》

スローガン『多様な人材 全員参加  
みんなで育てる安全職場』

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきたことから、労働災害は長期的には減少傾向にあります。奈良労働局管内の令和7年の状況をみると、死亡災害は前年より1人減少した一方、休業4日以上死傷災害(コロナを除く)については、前年比5.7%増の1,377人となりました。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、「転倒」災害や「動作の反動・無理な動作」による行動災害が多発しています。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、労使一丸となった取組が求められます。特に、高齢労働者の増加等を踏まえ、身体機能の低下等を要因とする転倒、腰痛や墜落・転落等の労働災害への対応は喫緊の課題であり、計画の重点事項である高齢労働者の労働災害防止対策の推進や、(中高年齢の女性を中心とした)労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

の推進を着実に進める必要があります。

奈良労働局では、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、令和8年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組みます。

『多様な人材 全員参加  
みんなで育てる安全職場』

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において労働災害防止の重要性の認識をさらに深められ、安全活動の着実な実施が図られますようお願いします。



主唱者：厚生労働省 / 中央労働災害防止協会

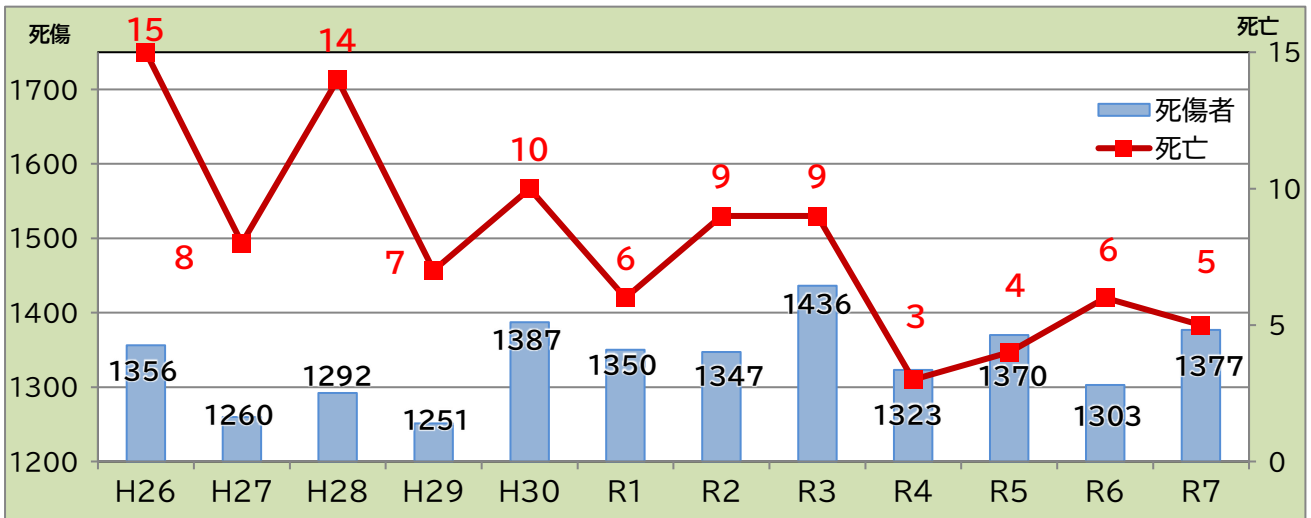
協賛者：建設業労働災害防止協会 / 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 / 林業・木材製造業労働災害防止協会

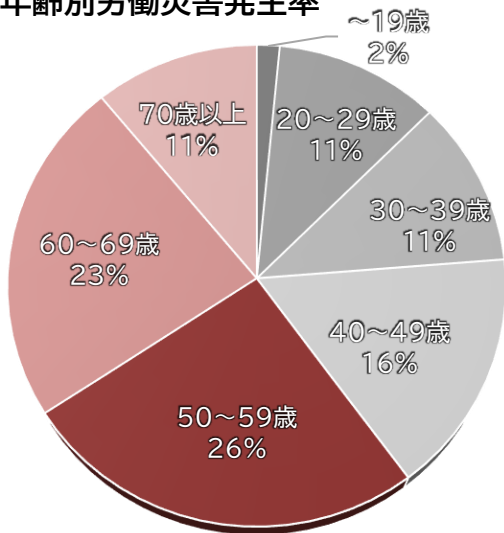
# <奈良県内での労働災害発生状況(令和7年:休業4日以上死傷者)>

## 1 年別労働災害発生件数の推移

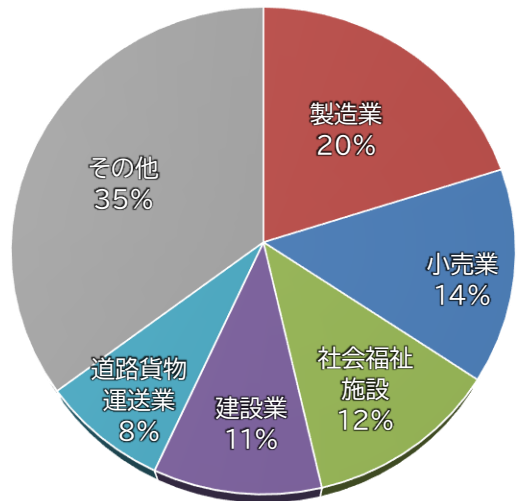
\*R3以降は、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く。



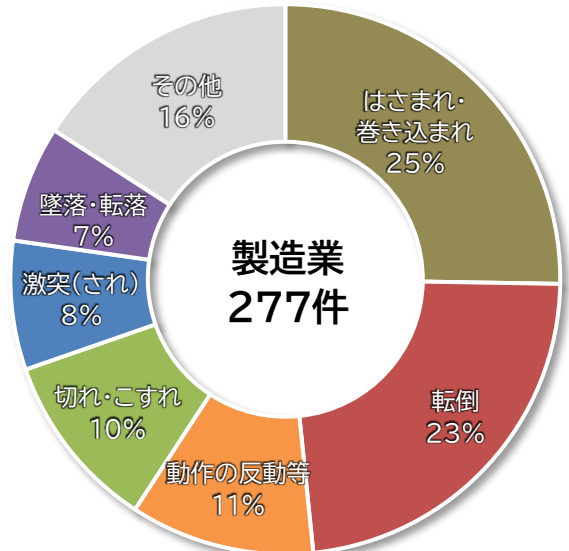
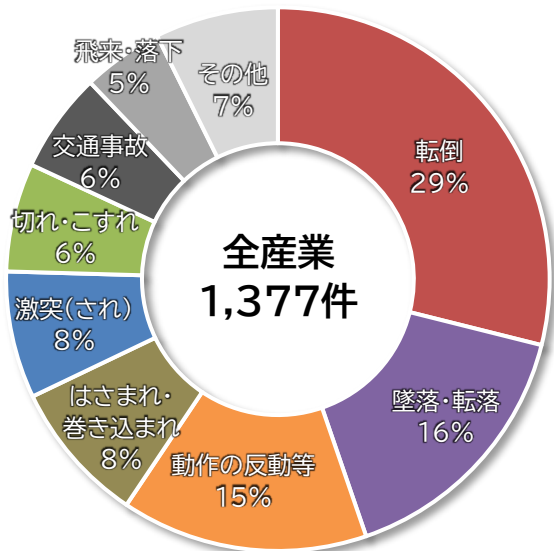
## 2 年齢別労働災害発生率

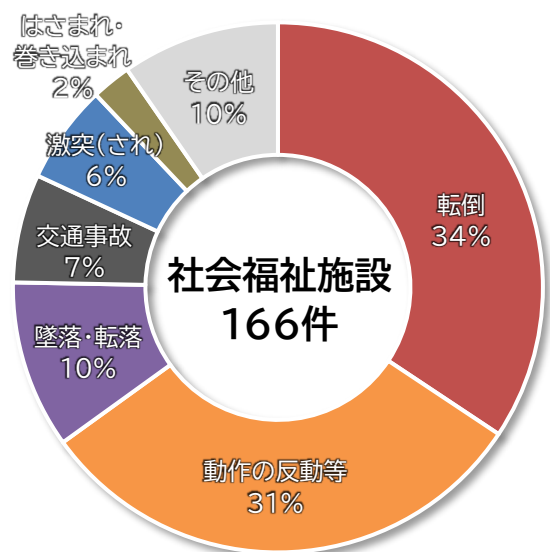
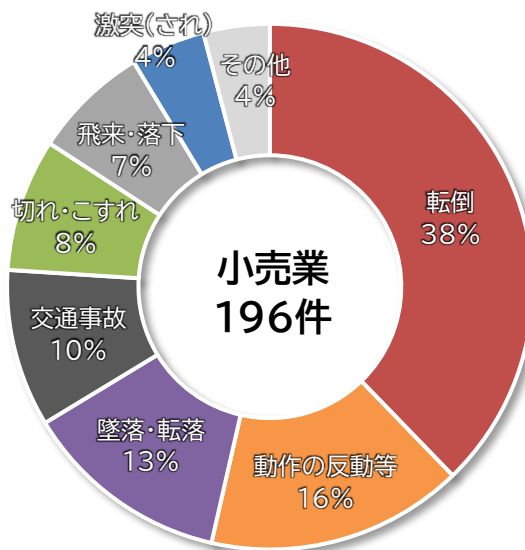
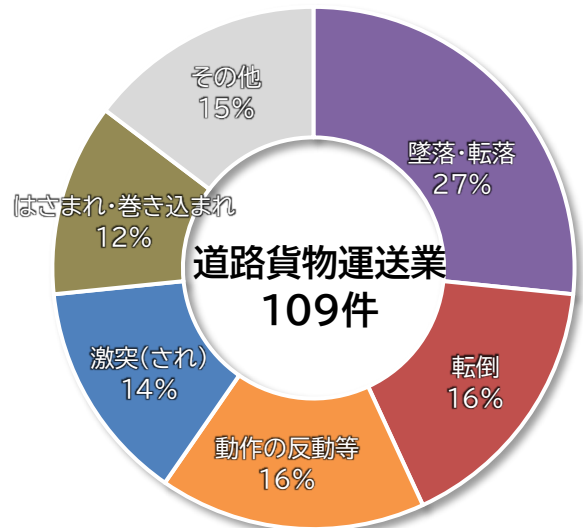
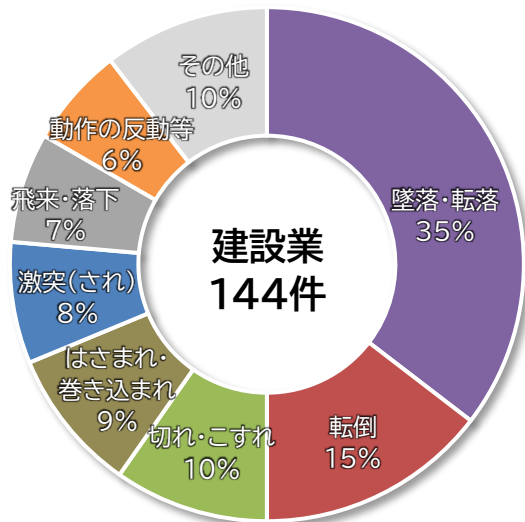


## 3 業種別労働災害発生比率



## 4 事故の型別発生状況(全産業及び主な業種別)





## すべての業種に共通する安全対策

- 1 高年齢労働者の安全と健康確保のために（高年齢者の労働災害防止のための指針）  
高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、高齢者労働災害防止対策に積極的に取り組みましょう。

詳しくは…

高年齢労働者の安全衛生対策について

検索



- 2 転倒の予防

転倒危険個所の見える化の実施、転倒予防チェックリストの活用や職場巡視による転倒予防対策の実施状況の確認等、転倒予防対策に取り組みましょう。

チェックシートや転倒予防対策は…

転倒予防の取組

検索



- 3 熱中症予防対策

暑さ指数（WBGT）を把握し、その値と作業強度に応じた十分な休憩時間の確保、作業時間の短縮等、適切な措置を講じるとともに、熱中症発症時の早期発見、適切な処置、手順の周知等、熱中症予防対策に取り組みましょう。

熱中症の予防対策は…

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

検索



# 全国安全週間における事業場の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施してください。

## ■ 準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## ■ 継続的に実施する事項

- ①安全衛生管理体制の確立
- ②安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ③自主的な安全衛生活動の促進
- ④リスクアセスメントの実施
- ⑤安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- ⑥外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ⑦「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

## ■ 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ①小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策の推進
- ②陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進
- ③建設業における労働災害防止対策の推進
- ④製造業における労働災害防止対策の推進
- ⑤林業の労働災害防止対策の推進

## ■ 業種横断的な労働災害防止対策

- ①労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- ②高年齢者、外国人労働者、派遣労働者等に対する労働災害防止対策
- ③特定自主検査の適正な実施
- ④交通労働災害防止対策
- ⑤熱中症予防対策(STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン)
- ⑥個人事業者等を含めた災害防止対策

詳しくは、奈良労働局労働基準部健康安全課、もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

## 第85回 全国産業安全衛生大会のご案内

### 開催期間

令和8年9月16日(水)から  
令和8年9月18日(金)まで

### 会場

北海道立総合体育センター  
(北海道札幌市)ほか

詳しくはこちら →



- 安全週間実施要綱は以下のサイト(厚生労働省 HP)でご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_71713.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71713.html)



- 安全活動に有益な情報・教材等は、安全衛生に関する総合情報発信サイト(厚生労働省 HP)「職場のあんぜんサイト」から入手可能です。ぜひご活用ください。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>

